

パートナーカード 年会費のご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員・家族会員	永年無料
-----------	------

2025 年 12 月 9 日改定

パートナーカード会員特約

第 1 条(カードの名称)

本カードは、官公庁または団体もしくは法人(以下「導入法人」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。)が、パートナーカードの取扱いに関し、合意または契約を締結し発行するもので、カード名称は「パートナーカード」と称します。なお、本カードの機能は、当社が発行している「プレミオ」の機能に準じるものとします。

第 2 条(会員)

導入法人が選定する役職員で当社が定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)および本特約の内容を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が入会を承認した方を、パートナーカード会員(以下「会員」といいます。)とします。

第 3 条(カードの年会費)

本カードの年会費は、永年無料とします。

第 4 条(導入法人との合意または契約による制約事項)

当社と導入法人との合意または契約により、会員規約の定めにかかわらず、ショッピングにかかる一部の支払方式およびキャッシングサービスについて利用できない場合や家族会員を指定できない場合があります。

第 5 条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

1. 会員が導入法人を退職した場合。
2. 導入法人と当社との本カードの取扱いに関する合意または契約が解除された場合。

第 6 条(適用除外)

会員規約中のカードローンに関する規定は適用されないものとします。

第 7 条(適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。